

定期建物賃貸借契約についての説明

貸主 住 所 村山市楯岡北町一丁目 3 番 1 号
氏 名 山形県立村山産業高等学校長 ○○ ○○

下記建物について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第 38 条第 3 項に基づき、次のとおり説明します。

下記建物の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記建物を明け渡さなければなりません。

記

1 建物

財産名	所在地	貸付箇所	貸付面積
イ 山形県立村山産業高等学校	村山市楯岡北町一丁目 3 番 1 号	山形県立村山産業高等学校 北校舎 1 階廊下側	2.53 m ² (自動販売機設置台数 1 台)
ロ 山形県立村山産業高等学校	村山市楯岡北町一丁目 3 番 1 号	山形県立村山産業高等学校 北校舎 1 階廊下側	2.53 m ² (自動販売機設置台数 1 台)
ハ 山形県立村山産業高等学校	村山市楯岡北町一丁目 3 番 1 号	山形県立村山産業高等学校 北校舎 1 階廊下側	1.32 m ² (自動販売機設置台数 1 台)

2 契約期間

始期	令和 6 年 6 月 1 日から	5 年間
終期	令和 11 年 5 月 31 日まで	

上記のとおり、借地借家法第 38 条第 3 項に基づく説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 住所

氏名

※この書面は、2 通作成し、各自その 1 通を保有する。